

複合文化施設建設特別委員会報告書

1 特別委員会の設置目的

石岡市が進める複合文化施設建設事業について、市民の方々の要望に基づき、みんなが利用しやすく、永く市の文化向上に寄与するような複合文化施設とするため、様々な意見や考え方を集約し、それらを提言することが、議会の役割として求められる。

よって、本市議会に特別委員会を設置し、複合文化施設とこれに関連する事案の審査及び調査を行うものとして、令和5年第2回定例会において設置されたものである。なお、当委員会の設置期間は、議会が終了の議決をするまでである。

2 特別委員会の設置

1) 設置年月日

令和5年6月29日 令和5年第2回石岡市議会定例会

2) 委員の構成 定数22人（全議員）

委員長 石橋保卓（令和5年6月29日～令和6年4月5日）

新田 茜（令和6年5月15日～）

副委員長 新田 茜（令和5年6月29日～令和6年5月15日）

池田正文（令和6年5月15日～）

委員 鈴木行雄 高野 要 岡野孝男 菱沼和幸 池田正文 関口忠男

村上泰道 山本 進 小松豊正 谷田川泰 勝村孝行 玉造由美

岡野孝雄 櫻井 茂 川井幸一 飯村一夫 鈴木康仁 中根淳一

富田雅史 鈴木将史

3 委員会の審査の概要及び経過

当委員会は、延べ14回の委員会を開催し、その審査に当たり執行部に対し、説明員の出席並びに資料の提出を求め、協議を進めてきた。

回	開催日	協議案件	概要
1	R5.6.29	1 正副委員長の互選について	・ 互選の結果、委員長に石橋保卓議員、副委員長に新田茜議員がそれぞれ選出された。
2	R5.7.14	1 複合文化施設整備事業について ・ 複合文化施設整備基本構想（案）について	・ 本特別委員会の運営方針を決定した。 ・ 執行部から複合文化施設整備基本構想（案）について説明がなされた。
3	R5.9.13	1 付託された議案の審査 ・ 議案第69号	・ 付託された議案1件の審査結果は「原案可決すべきもの」と決した。

		2 その他	・その他の件で、執行部からいしおかイベント広場の民間企業による出店意向について報告があった。
4	R5.12.13	1 複合文化施設整備事業について ・石岡市複合文化施設整備審議会での審議状況について	・執行部から石岡市複合文化施設整備審議会での審議状況について説明がなされた。
5	R6.2.6	1 複合文化施設整備事業のこれまでの経過について	・執行部から複合文化施設整備事業のこれまでの経過について説明がなされた。
6	R6.3.13	1 付託された議案の審査 ・議案第13号 2 複合文化施設整備事業について ・建設候補地の状況について	・付託された議案1件の審査結果は「原案可決すべきもの」と決した。 ・執行部から建設候補地の状況について説明がなされた。
7	R6.5.15	1 正副委員長の互選 2 複合文化施設整備事業について ・本年度の事業スケジュールについて	・互選の結果、委員長に新田茜議員、副委員長に池田正文議員がそれぞれ選出された ・執行部から本年度の事業スケジュールについて説明がなされた。
8	R6.6.20	1 複合文化施設整備事業について ・建設候補地における建物配置計画案と財源確保へ向けた協議状況について	・執行部から建設候補地における建物配置計画案と財源確保へ向けた協議状況について説明がなされた。
9	R6.8.19	1 複合文化施設整備事業について ・概算事業費について	・執行部から概算事業費について説明がなされた。
10	R6.9.11	1 複合文化施設整備事業について ・概算事業費と財源内訳について	・執行部から概算事業費と財源内訳について説明がなされた。 ・山本委員の提案を受け、委員長において執行部の提案する駅東地区への複合文化施設建設の可否を諮ったところ、賛成少数となった。
11	R6.11.13	1 複合文化施設整備事業について ・複合文化施設整備審議会からの最終答申について ・シンポジウムの開催について	・執行部より複合文化施設整備審議会からの最終答申について説明がなされた。 ・執行部よりシンポジウムの開催について説明がなされた。
12	R6.11.25	1 複合文化施設整備事業の今後について	・執行部より複合文化施設整備事業の今後について説明がなされた。
13	R6.12.18	1 複合文化施設整備事業について ・今後のスケジュールについて	・執行部より今後のスケジュールについて説明がなされた。 ・今後の本特別委員会の在り方について審議し、本会議での委員会報告の後、本特別委員会を終了することについて全会一致で決定した。
14	R6.12.20	1 委員会報告書（案）について	・委員会報告書（案）を決定した。

4 複合文化施設の基本理念・基本方針について

執行部が策定した石岡市複合文化施設整備基本構想では、基本理念を「新たな活力で輝く未来へ「文化」「ひと」「地域」の交流拠点」とし、基本理念の下に「身近な文化・芸術の拠点づくり」「あらゆる「ひと」に開かれた空間と交流の拠点づくり」「賑わいを生み出す拠点づくり」「時代のニーズに柔軟に対応できる空間づくり」の4つの基本方針を定めている。

5 複合文化施設の施設機能について

基本構想において、施設の機能を「ホール機能」「ホール機能以外の施設機能」とし、新施設における施設機能及び規模については基本計画の中で決定していくが、その決定過程においては重複する機能を有する施設機能の集約化・複合化についても石岡市公共施設等総合管理計画や各個別施設計画で定める方針を踏まえ、関係部局と調整しながら検討を進め、方針を決定することとしている。また、基本計画においては、あらゆる機能について排除することなく検討を重ね、施設機能を決定していくこととしている。

6 複合文化施設整備に係る概算事業費と財源について

財源の確保については、財政規模に見合った施設整備を計画するとともに、有利な財源の確保と歳出の抑制に取り組むとしており、具体的には、国土交通省の都市構造再編集中支援事業交付金、合併特例債、公共事業等債、複合文化施設整備基金、一般財源を見込むとしている。

概算事業費については、駅東に建設する場合、設計・建設に係る費用 73 億 3,806 万 7,328 円、維持管理・運営に係る経費で年間 9,735 万 8,000 円を見込むが、今後の詳細検討や資材及び人件費の高騰といった社会情勢の変化により変動する可能性があるとの説明に加え、新市民ホール等の整備費を反映させた財政推計においては、基金残高が令和 14 年度からマイナスとなるなど、当初の推計よりも基金残高のマイナスとなる時期が早まるとの説明があった。

7 複合文化施設の建設地について

複合文化施設の建設地については、基本構想において市が保有する土地の中から新施設の建設に適していると思われ、かつ市がまちづくりについて定める各種計画との整合性が図られる土地を選定することとされ、いしおかイベント広場、鹿島鉄道跡地、市営駅東駐車場が候補地として挙げられていたが、執行部からは市長の方針により、駅東で進めていきたいとの説明があった。また、市長諮問機関である複合文化施設整備審議会からの答申も建設地は駅東とする内容であったとの説明があったが、委員からは説明資料が恣意的ではなかったかなどの指摘があった。

本特別委員会としては、これまでの議論から、執行部の提案する駅東地区への複合文化施設建設について、賛成少数で否という判断をしたところである。

8 調査の終了について

令和 5 年の市議会改選後に設置され、これまで 14 回の会議を重ねてきた本特別委員会において、委員から建設候補地である駅東の液状化問題等の指摘や、執行部の計画の見通しの甘さに厳しい指摘が相次ぐ中、執行部は当初から一貫して建設地は駅東地区であるとの姿勢を崩さず、市長の諮問機関である複合文化施設整備審議会からの令和 6 年 2 月の中間答申も建設地は駅東地区

が適地とするものであった。

一方、本特別委員会では、これまでの議論から執行部の提案する駅東地区への複合文化施設建設について賛成少数で否という判断をし、市議会としても令和6年第3回定例会の本会議において「複合文化施設を駅東地区へ建設する計画に反対する決議」が賛成多数で可決されたところである。その後、令和6年10月28日には複合文化施設整備審議会より複合文化施設は駅東の鹿島鉄道跡地に整備すべきとの最終答申がなされた。これらを受け、市長は、令和6年11月25日の本特別委員会において「熟考の末、いしおかイベント広場に新市民ホールを建設する」との方針を示したところである。

しかしながら、本特別委員会に十分な説明もない中で、建設地に関する執行部のあまりに急な方針転換、複合文化施設ではなく新市民ホールの整備を進めるとの市長からの答弁、執行部から提出される資料にも複合文化施設ではなく新市民ホールと表現されるに至り、委員より「執行部が建設したいのは新市民ホールであり、複合文化施設ではないのではないか」「複合文化施設でなければ、本特別委員会の設置の目的は失われる」旨の指摘があり、委員会として、執行部が建設を進めようとしているのは、議会が理解する複合文化施設ではないとの判断に至った。

調査対象が複合文化施設でないのであれば、今後の委員会活動をどのようにしていけばよいかとの議論の中で、本会議で特別委員会報告の後、本特別委員会を終了する旨、全会一致で決定したところである。

本会議において本特別委員会の終了が議決されれば、執行部の進めている新市民ホール整備に関して、所管はもとの常任委員会に戻るものであるが、執行部においては、これまで本特別委員会で指摘された事項を無駄にすることなく、これまで以上に丁寧な説明を求めるものである。